

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：令和8年（行情）諮問第1275号

事 件 名：特定法人が特定事案に関して特定日付で個人情報保護委員会に提出した文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和8年10月30日（金）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎

電話：03-5501-2879

ファックス：03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏 名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諮問庁
に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送
付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

☐ 差支えがない。

☐ 適当ではない。

(適当ではない理由)

理由説明書

審査請求人が令和8年6月16日付け（同月19日付け個人情報保護委員会事務局受付）で個人情報保護委員会事務局長（以下「処分庁」という。）に対して行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行ったため、処分庁が令和8年7月8日付けで不開示の決定（個情第1583号。以下「原処分」という。）を行った。これに対し、審査請求人が令和8年7月17日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行ったものの、以下のとおり、原処分を維持すべきである。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）は、別紙に掲げる文書である。

2 原処分内容及び理由について

原処分の内容は、本件対象文書の不開示決定であり、その理由は、存否応答拒否である。

3 原処分の妥当性について

処分庁は、「本件行政文書の存否を答えることは、大阪弁護士会から当委員会に対し漏えい等報告書が提出された事実等の有無という法第5条第2号イ並びに第6号柱書き及びイの不開示情報を開示することになるため、法第8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否することとした。」との理由により、原処分を行った。

本件対象文書の存否が明らかになれば、大阪弁護士会が個人情報保護委員会に対し、漏えい事案に係る報告書を提出したか否かが明らかになる。

このことが明らかになると、個人情報漏えい事案が発生した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになり、大阪弁護士会の個人情報漏えい防止に係る内部管理態勢そのものに問題があるのではないかといった憶測が生じ得る。

そうすると、大阪弁護士会の社会的地位を不当に低下させるなど、その「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」といえる。

したがって、本件存否情報は、法第5条第2号イに該当する。

また、今後、大阪弁護士会を含む個人情報取扱事業者その他の報告義務者（これらの者は通常、当該報告が公開されることを予定していない。）や、個人情報保護委員会による監視・監督の対象者が、個人情報保護委員会に対し、非協力的又は消極的な

態度をとる可能性が生じる。

そうすると、個人情報保護委員会の「事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」、個人情報保護委員会による「監査、検査、取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるといえる。

したがって、本件存否情報は、法第5条第6号柱書き及びイに該当する。

以上のことから、原処分は、適法である。

4 本件審査請求の理由について

審査請求人は、「本件対象文書の存否自体が不開示情報に該当するとまではいえない。」と主張する（審査請求書1頁）。

しかし、原処分が適法であることは、前述のとおりである。

よって、審査請求人の主張は、妥当でない。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由はなく、本件審査請求は棄却すべきである。

別紙 本件対象文書

大阪弁護士会が、令和8年5月27日の会員登録個人情報流出に関して、令和8年6月2日付で個人情報保護委員会に提出した文書

電子メールによる意見書等の提出方法について（御案内）

意見書、資料及び「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」は、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出することが可能です。

電子メールで提出する場合は、以下の方法により御提出ください。（以下の方法に反して提出された場合は、意見書等として受け付けることができませんので、御留意ください。）

1 提出先電子メールアドレス

jyouthoukoukaishinsal@soumu.go.jp

注：電子メールの誤送信等については対応いたしかねますので、お間違えのないよう御注意ください。

2 件名及び本文の記載について

件名：令和〇年（〇〇）諮問第〇号に対する意見書

（※↑上記【令和〇年（〇〇）諮問第〇号】は「諮問番号」といい、あなたの審査請求に付された固有の番号になります。同封している書面「理由説明書の写しの送付及び意見書の提出又は資料の提出について」の中程にある「1 諮問事件」欄に記載されておりますので、御確認ください。）

本文：（1）審査請求人氏名

（2）代理人氏名（選任されている場合に限り。）

（3）今後の審査会発出の文書について、電子メールでの送付を希望する／しない（※いずれかを記載）

（4）「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」の回答（※同封した用紙に回答を記入し、PDFファイルとして提出することも可能です。PDFファイルを提出される場合は、メール本文への記載は不要です。）

注1：電子メールでの送付を希望された方に対しては、以後、当審査会が発出する文書は全て電子メールにより送付します。希望されない方には、郵送により送付します。最初に電子メールでの送付を希望された場合、途中で郵送による送付への変更はできませんので御注意ください。

注2：メールはテキスト形式（文字データのみ）で作成してください。

3 意見書のファイル形式について

意見書は、あなたの主張を正確に把握する観点から、誤編集防止のため、PDFファイルで提出してください。

P D F ファイル名は、「令和〇年（〇〇）諮問第〇号に対する意見書」としてください。

そのほかのファイル形式や電子メール本文への記載により提出された場合は、意見書として受け付けることはできません。

4 資料のファイル形式について

意見書と合わせて提出したい資料も、P D F ファイルで提出してください。

P D F ファイル以外の資料（動画、音声データ等）がある場合は、当該データを保存したC D - R 等を持参又は郵送して提出してください。

なお、提出する資料には「令和〇年（〇〇）諮問第〇号に対する参考資料」などと明記してください。

5 受信可能な添付ファイルの容量について

当審査会で受信可能な添付ファイルの容量は、合計 9 M B ですので、同容量を超えないように御留意ください。合計 9 M B を超える場合は、添付ファイルを分割して御提出いただくか、C D - R 等に保存して御提出ください。

6 個別の諮問事件に関するお問合せについて

上記 1 の電子メールアドレスは意見書等の文書の送受信専用であり、個別の諮問事件に関するお問合せをいただいても回答することはできませんので御了承ください。